

中華人民共和國國務院令 第801号

「國務院による涉外知的財産権紛争の解決に関する規定」は、2025年2月21日、國務院第53回常務會議において採択され、ここに公布され、2025年5月1日より施行される。

總理 李強
2025年3月13日

國務院による涉外知的財産権紛争の解決に関する規定

第1条 本条例は、知的財産権保護を強化し、公民と組織が法に基づいて涉外知的財産権紛争を処理することを促進し、公民と組織の合法的な權益を保障し、高水準の対外開放を推進し、質の高い經濟發展を促進するために制定される。

第2条 國務院の商標、特許、著作権などの知的財産権管理を担当する部門（以下、知的財産権管理部門という）及び商務主管部門は、公民と組織が涉外知的財産権紛争を処理する際の指導とサービスを強化し、國務院のその他の関係部門は各自の責任分担に従って関連工作を行う。

國務院の関係部門は工作協調と情報伝達を強化し、共同で涉外知的財産権紛争の処理に努める。

第3条 県級以上の地方人民政府及びその関係部門は、各地域の実情に応じて、涉外知的財産権紛争を適切に処理する。

第4条 國務院知的財産管理部門と商務、司法行政などの関係部門は、各自の職責に応じて、海外の知的財産法制度に関する情報を速やかに収集・公表し、知的財産情報の公共サービス体系を整備し、公民に海外知的財産情報検索サービスを提供するものとする。

第5条 國務院の知的財産権管理部門と商務部門は、各自の職責に応じて、外国の知的財産権法制度の変化などの重要な情報の追跡と把握を強化し、典型的な事例の分析と研究を行い、適時にリスク提示を公布し、涉外知的財産権に関する警告を公衆に提供するものとする。

第6条 國務院の知的財産権管理部門と商務部門は、各自の職責に応じて、涉外知的財産権紛争の処理に関する指導の工作機構と工作プロセスを整備し、公民と組織に対し、涉外知的財産権紛争の処理に関する対応指導と権利保護支援を提供するものとする。

第7条 商事調停組織や仲裁機関が涉外知的財産権紛争の解決に参加することを支持し、公民と組織に涉外知的財産権紛争を解決するための効率的で便利なチャンネルを提供し、公民と組織が和解、調停、仲裁などを通じて涉外知的財産権紛争を迅速に解決することを推奨し、リードする。

國務院司法行政部門は、涉外知的財産権紛争の調停・仲裁に関する工作に対する指導を強化する。

第8条 法律事務所、知的財産権サービス機構等が涉外知的財産権サービス能力を向上させ、支社の設立、共同運営等の方式を通じて海外に業務機関を設立し、公民及び組織に質が高いかつ効率的な涉外知的財産権サービスを提供することを奨励する。

国務院司法行政部門と知的財産管理部門は関係部門と連携し、法律事務所、知的財産権サービス機構などの組織が涉外知的財産権関連サービスを強化できる条件を整える措置を講じる。

第9条 企業が涉外知的財産権の保護と維持のために相互扶助基金を設立することを支持し、保険機構が市場原理に従って涉外関連知的財産権関連の保険業務を行うことを奨励し、企業の権利保護コストを軽減する。

第10条 商工会議所、業界団体、越境電子商取引プラットフォームなどの組織が涉外知的財産権保護支援プラットフォームを構築し、サービスホットラインを開設し、相談や研修などの公共福祉サービスを提供することを奨励している。

第11条 企業は法治意識を高め、社内規則を制定・整備し、知的財産人材の蓄えを強化し、知的財産権の保護・活用を強化しなければならない。海外市場に進出する際には、自発的に所在国・地域の法律制度や知的財産権保護状況を把握し、法に基づいて生産・経営活動を展開し、自社の合法的な権益を積極的に守らなければならない。

国務院の知的財産管理部門と商務部門は関係部門と連携し、企業の涉外生産経営活動における知的財産保護のニーズに焦点を当て、涉外知的財産紛争の重点分野と重点リンクをめぐって企業向けの広報と研修を実施し、典型事例を組み合わせて法に基づいて涉外知的財産紛争を処理する経験とやり方を紹介し、企業の涉外知的財産保護意識と紛争解決能力を向上させる。

国務院司法行政部門は、「法律を執行する者は法律を広報させべき」という法律広報責任制度の要求に基づき、知的財産権に関する法律宣伝教育を強化し、公民と組織の知的財産保護意識と法律に基づき権利保護能力を全面的に高めなければならない。

第12条 我が国の領域内における文書の送達および証拠の収集は、我が国が締結または加入している国際条約および「中華人民共和國民事訴訟法」、「中華人民共和國国際刑事司法共助法」などの法律の規定に従って行われる。いかなる組織または個人も、我が国の法律に違反して、我が国の領域内で文書を送達したり、調査して証拠を収集したりすることは許されない。

第13条 我が国の領域内の組織または個人が海外の知的財産権関連訴訟に参加する場合、または海外の司法機関または法執行機関による関連調査の対象となり、海外に証拠または関連資料を提供する必要がある場合、国家秘密の維持、データセキュリティ、個人情報保護、技術輸出管理、司法協力に関する法律および行政法規の規定を遵守しなければならない。法律に基づき所轄官庁の承認が必要な場合は、関連する法的手続きに従わなければならない。

第14条 国務院の商務主管部門は、「中華人民共和國対外貿易法」の規定に基づき、以下の事項を調査し、必要な措置を講じることができる。

(1) 輸入品が知的財産権を侵害し、対外貿易秩序を危うくすること。

(2) 知的財産権者が、ライセンス契約において被ライセンス者が知的財産権の有効性を疑うことを妨げ、強制的なパッケージライセンスを実施し、ライセンス契約において排他的再許諾条件を規定する等、対外貿易の公正競争秩序を危うくすること。

(3) 他国や地域が、知的財産権保護に関して我が国の公民や組織に内国民待遇を与えていない、あるいは我が国発の商品、技術、サービスに対して十分かつ効果的な知的財産権保護を提供できないこと。

第15条 外国が国際法や国際関係の基本的規範に違反し、知的財産権紛争を口実に我が国を封じ込め、抑圧し、我が国の公民や組織に対して差別的な制限措置を講じ、我が国の内政に干渉した場合、国務院の関係部門は、「中華人民共和国対外関係法」、「中華人民共和国反外制裁法」などの法律に基づき、差別的な制限措置の制定、決定、実施に直接的または間接的に関与した組織や個人を対抗措置リストに含め、相応の対抗措置や制限措置を講じることができる。

第16条 いかなる組織または個人も、知的財産権紛争を口実に外国が我が国の公民または組織に対して講じる差別的制限措置を実施したり、その実施を支援したりしてはならない。

いかなる組織または個人が前項の規定に違反し、我が国の公民または組織の合法的な権利と利益を侵害した場合、我が国の公民または組織は、法により人民法院に訴訟を提起し、侵害行為の停止と損失の賠償を要求することができる。

第17条 国務院の関係部門は連携と協力を強化し、「中華人民共和国国家安全法」、「中華人民共和国対外関係法」、「中華人民共和国反外制裁法」などの法律に基づいて、知的財産権紛争を利用して中国の主権、安全、発展の利益を危うくする者に対して相応の措置を講じる。知的財産権を濫用して競争を排除、制限し、または不正競争を実施する者に対しては、「中華人民共和国独占禁止法」、「中華人民共和国不正競争防止法」などの法律に基づいて対処する。

第18条 この規則は、2025年5月1日から施行する。

出所：中国政府

https://www.gov.cn/zhengce/content/202503/content_7014486.htm

※本資料は漢坤法律事務所が作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロ及び漢坤法律事務所が保証するものではないことを予めご了承下さい。